

木造住宅耐震【改修工事】補助金について

<対象要件>

1. 昭和56年（1981年）5月31日以前に建築された専用住宅及び店舗・事務所兼用住宅
2. 2階建以下の在来構法により施工された木造建築物
3. 住宅の所有者が藤沢市内に居住していること
4. 一般診断または精密診断の総合評点が1.0未満であるもの
5. 事前相談が終わっているもの

※市税を滞納している方は対象となりません。

※申請前に耐震改修工事の契約が済んでいるもの（見積りの取得は含みません）、過去に実施した耐震改修工事については対象となりません。

※事前相談後11月末までに申請がない場合は、キャンセルとなります。

※令和5年度から所有者が市内居住であれば、貸家・空家でも補助対象となりました。

<補助金額>

1. 耐震改修工事にかかる費用の1/2かつ最大で90万円（補強設計費、耐震改修工事費・工事監理費が対象です。）
2. 耐震診断（一般診断・精密診断）に要した費用の1/2かつ最大で6万円

<申請期限>

11月末までに補助金交付申請書（第1号様式）提出

<申請に必要なもの>

事前相談時に①～④の書類を確認をします。

- ①マイナンバーカード、運転免許証（両面）、国民健康保険被保険者証等の住所を確認できる資料の写し（所有者全員分）
- ②固定資産（家屋）評価証明書又は家屋に係る納税通知書の写し（所有者全員分）
- ③建築士による一般診断または精密診断の結果を記載した書類
- ④【上記（2）の補助金を申請する場合】
（平成26年度以前）耐震診断補助金額交付決定通知書の写し又は
（平成27年度以降）耐震診断補助金交付等決定通知書の写し
※令和4年度から押印は不要となりました。ただし、申請書を訂正する場合は、申請書及び訂正箇所を押印が必要となります。（代理者が訂正する場合は、委任状に押印が必要です）

<受付窓口>

建築指導課 耐震・住居表示・庶務担当
藤沢市役所分庁舎3階 電話：50-3539（直通）

